

事務連絡
令和2年1月30日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成31年1月から令和元年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 閉鎖型スプリンクラーヘッド（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第37条第8号）関係 ①

（主な特例事項：散水分布）

(1) 特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 モリタ宮田工業株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）

（エ）型式番号 ス第2019～1号

（オ）型式承認日 平成31年1月28日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 モリタ宮田工業株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 可溶片型C98、呼称15（標準r2.8、下向き）

（エ）型式番号 ス第2019～2号

（オ）型式承認日 平成31年1月28日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 ヤマトプロテック株式会社

- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）
- (エ) 型式番号 ス第2019～10号
- (オ) 型式承認日 平成31年3月25日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 ヤマトプロテック株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）
- (エ) 型式番号 ス第2019～11号
- (オ) 型式承認日 平成31年3月25日

オ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、上向き）
- (エ) 型式番号 ス第2019～18号
- (オ) 型式承認日 令和元年9月13日

(2) 概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能を1種のものよりも高感度に設定し、有効散水半径を2.8メートルとするものである。

2 閉鎖型スプリンクラーヘッド（施行令第37条第8号）関係 ②

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第29～6～1号
- (オ) 型式承認日 平成31年1月28日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第29～6～2号
- (オ) 型式承認日 平成31年1月28日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付

帯ヘッド)

(エ) 型式番号 ス第29～3～1号

(オ) 型式承認日 平成31年3月4日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称15 (標準r2.6、下向き(プレート付帯ヘッド))

(エ) 型式番号 ス第29～3～2号

(オ) 型式承認日 平成31年3月4日

(2) 概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。

ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。

エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 動力消防ポンプ(施行令第41条第1号)関係

(主な特例事項:構造)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 帝国繊維株式会社

イ 種別 動力消防ポンプ

ウ 型式 可搬消防ポンプ(フロートポンプ式)、0.85型 HFS3000

エ 届出番号 P21B2002

オ 届出日 令和元年8月1日

(2) 概要

ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 可搬消防ポンプのうち、水面に浮かべた状態で使用する油圧で駆動するポンプを用いるものである。

2 消防用ホースに使用するねじ式結合金具(施行令第41条第4号)関係

(主な特例事項:構造、呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 櫻護謨株式会社

イ 種別 消防用結合金具

ウ 型式 使用圧1.2、ねじ式、呼称400(大量送水用)

エ 届出番号 C17KN06A

オ 届出日 令和元年11月8日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称が400のもので受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課規格係 担当：前原 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
